

黒谷和紙拠点施設基本設計業務委託に関する公募型プロポーザル 参加表明書及び技術提案書作成要領

1. 参加表明書及び技術提案書の作成

- (1) 参加表明書及び技術提案書は、「配布書類・提出書類一覧」に基づき作成する。
- (2) 提出書類
 - ア 参加表明に係る書類は様式第1、2、3-1、3-2、3-3、3-4、4号。その他、登記事項証明書等、納税証明書を提出する。
設計共同体(JV)での参加の場合は、設計共同体協定書(写し)を提出する。
 - ・法人の場合、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)写し可
 - ・個人の場合、身分証明書(写し可)
 - ・納税証明書(消費税及び地方消費税)(写し可)
 - 法人の場合、納税証明書(様式その3又はその3の3)
 - 個人の場合、納税証明書(様式その3又はその3の2)
 - ・納税証明書(市町村税)(写し可)
本社から委任する場合は、当該委任先の所在地の市町村で発行されたもの
 - ・上記証明書は本プロポーザルの公告日において発行後3ヶ月以内のものに限る
 - イ 技術提案に係る書類は様式5、6、7号及び「評価テーマに対する技術提案書」(任意様式)。

2. 参加表明書作成の留意事項

- (1) 様式第1号「参加表明書」
 - ・所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。
- (2) 様式第2号「質疑書」
 - ・質問事項ごとに、資料名、項目、ページを記載する。
- (3) 様式第3-1号「建築士事務所および配置予定技術者の概要」
 - ・建築士事務所登録証明書の写し、設計事務所パンフレットを添付する。
- (4) 様式第3-2号「建築士事務所の業務実績」
 - ・設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績を記載する。(協定書の写しを添付)
 - ・実績のわかる資料(契約書、PUBDIS、図面、写真等)の写しを添付する。
- (5) 様式第3-3号「管理技術者の資格・業務実績」
 - ・業務実績は、2010年(平成22年)から募集要領等の公告日の前日までの間

に業務完了した同種施設若しくは同種施設の機能を有する複合施設の基本設計又は実施設計業務の実績とする。

- ・保有資格を証明する資格者証の写しを添付する。
- ・実績のわかる資料（契約書、PUBDIS、図面、写真等）の写しを添付する。

（6）様式第3-4号「主任担当技術者の資格等」

共通事項

- ・保有資格を証明する資格者証の写しを添付する。
- ・実績のわかる資料（契約書、PUBDIS等）の写しを添付する。なお、図面や写真資料の添付は不要。
- ・業務実績は、同種・類似の実績とする。
- ・同種施設とは、和紙生産施設、伝統工芸品生産施設、各種体験施設、工場、文化・交流・公益施設とする。
- ・類似施設とは、公共施設全般とする。

（7）様式第4号「現地見学会参加確認書」

- ・現地見学会（令和7年6月10日（火）午後 黒谷和紙会館（綾部市黒谷町））への参加の有無について記入すること。

3. 技術提案書作成の留意事項

（1）様式第5号「技術提案書」

- ・所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。

（2）様式第6号「業務の実施体制に対する企画提案書」

- ・A4判縦書きで記載する。枚数に制限はないが、複数枚の場合は、両面印刷（長辺綴じ）とする。
- ・業務の取組体制、設計チームの特徴、チーム内の支援や確認体制、特に重視する設計上の配慮事項について記述する。
- ・事務所が識別できないよう事務所名やロゴなどの特定できる表現を記載しない。
- ・説明に用いる文字の大きさは10ポイント以上とする。

（3）「評価テーマに対する技術提案書」

- ・黒谷和紙振興計画の考え方を踏まえた技術提案とする。なお、振興計画と実施要領等で相違がある場合は、実施要領、特記仕様書等を優先する。
- ・評価テーマ①～④に対する技術提案について記載する。
- ・評価テーマごとにA4判横書きで提案する。枚数に制限はないが、複数枚の場合は、両面印刷（長辺綴じ）とする。
- ・様式は任意とするが、評価テーマタイトルを紙面右上に記載すること。
- ・全体配置イメージ図、概略プラン、ペース、その他（概念図、図表、写真等）などを用いて提案する。ただし、具体的な建物の設計又はこれに類する表現や詳細

の書き込み、簡易でない表現は使用しない。

- ・事務所が識別できないよう事務所名やロゴなどの特定できる表現を記載しない。
- ・説明に用いる文字の大きさは10ポイント以上とする。

(4) 様式第7号「見積書」

- ・所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。
- ・見積価格は、税込とする。
- ・見積価格の金額が委託契約額の上限を超える場合は、失格となる。

4. 参加表明書及び技術提案書の提出部数

別紙「配布資料・提出書類一覧」のとおり。